

佐久市無接道敷地空家等除却事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定空家等になる蓋然性が高い無接道敷地に存する空家等を、隣接地の所有者が取得し、及び除却し、自己の土地と一体的に利用することで、特定空家等の発生を予防し、もって市民の安全及び安心の確保並びに住環境の向上を図ることを目的とし、当該無接道敷地に存する空家等の除却工事に要する費用の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則(平成17年佐久市規則第40号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無接道敷地 建築基準法(昭和25年法律第201号)第43条第1項の規定に適合しない建築物の敷地をいう。
- (2) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (3) 特定空家等 法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (4) 都市計画区域 都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条の規定により指定された区域をいう。
- (5) 隣接地 無接道敷地と接した建築基準法第43条第1項の規定に適合する敷地をいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付の対象となる空家等(以下「補助対象空家等」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 都市計画区域内に存していること。
- (2) 無接道敷地内に存していること。
- (3) 交付申請の日から遡って10年以内に分筆等により無接道敷地となった土地に存していないこと。
- (4) 公共用地の取得に伴う損失補償の対象とされていないこと。

2 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当す

る個人又は法人とする。

- (1) 第6条第2項に規定する補助対象空家等に該当する旨の通知を受けた後、無接道敷地及び補助対象空家等を2親等以内の親族以外の者から取得し、所有権移転登記を完了していること。
- (2) 補助対象空家等を除却した後、隣接地と一体的に利用し、自ら若しくは2親等以内の親族の居住又は事業の用に供し、適切に10年以上所有し、及び管理すること。
- (3) 市内に本社若しくは営業所等を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主（以下「市内施工者」という。）に対し補助の対象となる工事を発注すること。
- (4) 除却工事の実施に当たり、国及び地方公共団体等からの補助を併せて受けていないこと。
- (5) 市税等の滞納がないこと。
- (6) 佐久市暴力団排除条例（平成24年佐久市条例第1号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号のいずれか少ない額とする。

- (1) 補助対象空家等の除却に要する実工事費（補助対象空家等内及びその敷地内に存する家財道具、機械、車両等の動産の処分費を除く。）
- (2) 補助金の交付申請を行う年度における「住宅局所管事業に係る標準建設費等について（国土交通事務次官通知）」に規定する不良住宅等除却費のうち除却工事費により算出した額

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の4分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内とし、50万円を限度とする。

（事前審査）

第6条 補助対象事業を実施しようとする者（以下「事前申請者」という。）は、補助金の交付申請前に事前調査申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事前申請者が所有する土地の登記に関する全部事項証明書
 - (2) 無接道敷地及び無接道敷地に存する空家等の登記に関する全部事項証明書
 - (3) 事前申請者が所有する土地及び無接道敷地が記載された不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図の写し
 - (4) 事前申請者が所有する土地と無接道敷地が確認できる現況写真
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、補助対象空家等に該当するか否かを決定したときは、事前調査結果通知書(様式第2号)により、当該事前申請者に通知するものとする。
- (交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)

は、佐久市無接道敷地空家等除却事業補助金交付申請書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象空家等及び無接道敷地に係る登記に関する全部事項証明書、売買契約書等の当該建物及び土地を取得したことが確認できる書類
 - (2) 確約書(様式第4号)
 - (3) 除却工事に係る見積書
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは佐久市無接道敷地空家等除却事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により、適当でないとき佐久市無接道敷地空家等除却事業補助金不交付決定通知書(様式第6号)により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付を決定しようとする場合は、次に掲げる条件を付すものとする。
- (1) 跡地を、自己の土地と一体的に利用し、自ら若しくは2親等以

内の親族の居住又は事業の用に供し、適切に10年以上所有し、及び管理すること。

(2) その他市長が必要とする条件

(補助事業の変更)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更しようとするときは、佐久市無接道敷地空家等除却事業補助金変更承認申請書(様式第7号)に、第7条に規定する書類のうち変更に係る書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更承認通知)

第10条 市長は、前条の規定による変更の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、適当と認めるときは佐久市無接道敷地空家等除却事業補助金変更承認通知書(様式第8号)により、適当でないと認めたときは佐久市無接道敷地空家等除却事業補助金変更不承認通知書(様式第9号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助事業の中止)

第11条 交付決定者は、補助事業を中止しようとするときは、佐久市無接道敷地空家等除却事業中止届(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第12条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、佐久市無接道敷地空家等除却事業補助金実績報告書(様式第11号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る工事の精算見積書

(2) 補助事業の状況が確認できる写真(事業の着工前、工事中及び完了後のもの)

(3) 補助対象経費に係る工事契約書及び領収書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、佐久市無接道敷地空家等除却事業補助金確定通知書（様式第12号）により、交付決定者に通知するものとする。

（交付請求）

第14条 前条の通知を受けた交付決定者は、当該補助金の交付を請求しようとするときは、速やかに、佐久市無接道敷地空家等除却事業補助金交付請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（管理活用報告）

第15条 交付決定者は、補助事業に係る管理活用状況について、補助事業完了日から10年を経た日の属する年度までの間、市の指定する期日までに佐久市無接道敷地空家等除却事業に係る管理活用報告書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、交付決定者に対し、佐久市無接道敷地空家等除却事業補助金交付決定取消通知書（様式第15号）により通知するものとする。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

- （1）第8条第2項に規定する条件に反するとき。
- （2）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （3）前条に規定する管理活用報告の求めに正当な理由なく応じないとき。
- （4）前3号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不適當であると市長が認めたとき。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。